

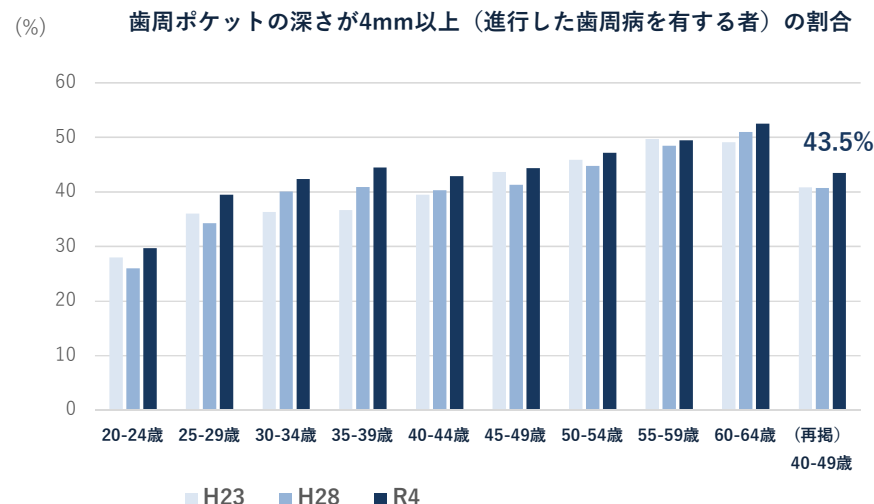
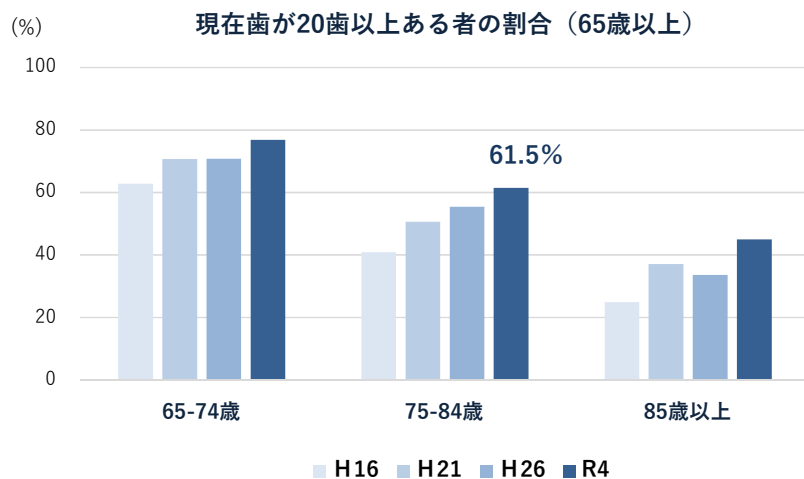
東京都歯科保健推進計画とは

歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる計画
(歯科口腔保健の推進に関する法律第13条)

計画期間

令和6年度から令和11年度まで(6年間)
※必要に応じて6年以内に再検討、変更を実施

都民の歯と口の状況等



改定のポイント

- 都民の健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に向けて、若い世代を中心に、都民それぞれのライフステージの特徴に応じた取組を推進
- 障害者が地域のかかりつけ歯科医を受診しながら、必要な時に地域で専門的な歯科医療を受けられる障害者歯科医療提供体制を整備・充実
- 災害時の歯科保健医療活動に備え、平時から関係団体等と連携し、災害時の歯科保健医療体制を整備することができるよう、区市町村の取組を支援

計画の最終目標と方針

都民の目指す姿〔最終目標〕

都民がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができること

都民の取組

- ・日常的に自ら口腔ケアに取り組む〔セルフケア〕
- ・かかりつけ歯科医を持ち、定期的に保健指導や歯科健診、予防処置を受ける〔プロフェッショナルケア〕
- ・区市町村、学校、職場等において歯科健診や健康教育等を受ける〔コミュニティケア〕

計画の柱

<柱1>ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進

<柱2>かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進

<柱3>地域で支える障害者歯科保健医療の推進

<柱4>在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進

【重点事項】健康危機(大規模災害等)に対応した歯科保健医療対策の推進

計画の内容

第1章 計画の基本的事項

1 計画の考え方

- 計画改定までの経緯
- 計画の趣旨

2 計画の4本の柱と重点事項

- ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進
- かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進
- 地域で支える障害者歯科保健医療の推進
- 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進
- 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策の推進

3 計画の位置付け

- 歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる計画
- 保健医療計画等との整合性を持った計画

4 計画の期間

- 令和6年度から令和11年度まで

第3章 計画の推進

1 各主体の役割

- 都民や都、区市町村、教育・保育関係者、歯科医療関係者、関係団体、保険者・事業者の役割

2 計画の推進体制

- 関係者が互いに連携を図り、都民の歯科保健対策を推進

第4章 参考資料

- 1 策定の経緯
- 2 用語解説
- 3 基礎データ
- 4 指標一覧

第2章 都民の歯と口の健康づくりの推進

1 ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進

(1) 乳幼児期

- むし歯予防や口腔機能の育成・維持を推進
- 多数のむし歯がある子供や保護者への多職種による対応推進

(2) 学齢期

- 学校保健活動等を通じてむし歯や歯周病予防の取組を推進
- 定期健診や予防処置を受けることを習慣化する大切さを啓発

(3) 成人期

- 歯と口の健康と全身の健康との関係に係る知識や口腔ケア等の重要性を普及啓発
- 青年期（概ね18～30歳）の行動変容を促す普及啓発を強化

(4) 高齢期

- 口腔機能の維持向上の取組や適切な栄養摂取の必要性を啓発
- 歯と口の健康と全身の健康との関係に係る知識を普及啓発

2 かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進

(1) かかりつけ歯科医

- 生涯を通じてかかりつけ歯科医を受診する必要性を啓発

(2) 医科歯科連携

- 糖尿等疾患のある方や周術期の患者への多職種連携を推進

3 地域で支える障害者歯科保健医療の推進

- 身近な地域で口腔健康管理を行う歯科診療所の確保
- 専門的な歯科医療提供体制の整備・充実
- 地域の実情に応じた医療機能の分担と連携を推進

4 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進

- 在宅歯科医療に携わる歯科診療所の確保
- 在宅療養者の歯と口の健康を支える多職種連携を推進

5 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療体制の推進

- 区市町村による災害時の歯科保健医療体制の整備を促進
- 平時から口腔衛生用品を備蓄する必要性を普及啓発